# 新潟いの健ニュース

働くもののいのちと健康を守る
新潟県センター

〒950-0088　新潟市中央区万代
3-4-12　新潟地区労連内
電話・FAX　025-247-3958
相談ダイアル080-4076-2234

ホームページ
リニューアルしました。

## パワハラ・コロナ労災過労死110番

過労死弁護団全国連絡会議では、毎年6月に「過労死110番」全国一斉電話相談を行っており、今年で33回目です。6月1日から、パワハラ防止に関する新法が施行されましたが、被害はあとを絶ちません。そして新型コロナ感染症の広がりにより、多くの労働者のいのちと健康が侵害されています。医療・介護・サービス・公務労働などで過重労働が深刻であり、休業明けの業種でも再び長時間労働の復活が懸念されます。

こうした情勢の中で、6月20日（土）に、全国一斉電話相談が取り組まれました。（全国２６都道府県）新潟県でも、合同法律事務所で取り組みが行われました。全国の相談件数は130件でした。内訳は

◎パワハラ・過重労働相談が67件（うちパワハラ56件）
◎労災補償相談が18件（うち死亡3件）
◎コロナ感染相談６件、その他39件でした。

相談例

◎今年4月に就職したばかりだが、上司（男性）から人前で「ばかやろう」などと怒鳴られる。職場は退職したが謝罪してほしい。（看護師）
◎個人事業主扱いで在宅勤務をしていた。契約書や注文書もなく、朝5時から翌午前⑵時まで仕事をしていて、労働時間は月200時間までしか認められなかった。（女性）
◎長年教員をしていた息子が自殺。学校に自殺の原因を明らかにするよう求めても一切説明がなされない。
◎金融機関勤務の50代男性。コロナ対策のため、女性社員が早く帰るようになり。4月から休みがなくなった。一か月の時間外労働は160時間を超えていた。

## コロナ危機から いのちと暮らしを守ろう

**全労連全体の取組**

全労連は、小田川議長を本部長とする「いのち・雇用・くらしを守る全労連新型コロナ感染対策本部」を設置して取り組みを進めてきました。4次にわたる安部内閣に対する申し入れ行動を行い、医療崩壊を防止し、労働者の雇用と賃金を保障し、国民生活の自粛による補償を求めてきました。また「コロナ問題緊急労働相談ホットライン」を全国で開設しました。

**新潟県での取り組み**

6月6日に「コロナ災害を乗り越える・いのちと暮らしを守る何でも電話相談会」の取組を行いました。新潟・長岡・上越・糸魚川の計4会場、相談員20名体制で取り組み、計27件の相談が寄せられました。相談内容の特徴として、非正規労働者・外国人・小規模事業所や飲食店従業員など、弱者ほど大きな影響を受けています。

また、アルバイトや派遣労働者の雇止めも目立っています。県労連ユニオンでは、駅なかの中華レストラン「亜麺坊」の不当なアルバイト雇止めを撤回させるため、たたかっています。

**医療・介護崩壊防止は今後が正念場**

日本の感染者や死者数は、欧米諸国と比較してけた違いに少ない理由は判明していません。しかし欧米では、介護施設や医療機関での施設内感染が先行し、大きな被害をもたらしたと言われています。日本ではその教訓から、徹底した感染防止対策が求められました。感染防護資材が著しく不足する中で、医療や介護労働者は必死にがんばりました。また地域の保健所の果たした役割も評価されています。しかし、日本では介護施設は１００％民間ですし、医療機関も公立医療機関はどんどん民営化されています。つまり、利用者や患者が減れば収入が減少し、労働者の賃金を支払うことが困難になります。国はコロナ感染者を受け入れに対しては診療報酬を引き上

## 過労死シンポジウム２０２０　新潟会場　開催予定です。

＊2020年11月19日（木）　朱鷺メッセにて
滋賀大学名誉教授　　大和田敢太さん、
過労死弁護団事務局長　玉木一成さん

パワハラは、労働者の命の問題
第一人者をお招きします。

げましたが、その他の影響に対する補償については、融資制度のみで、無いに等しいのが現状です。

診療報酬・介護報酬は2か月遅れで支払われるので、影響が本格化してくるのはこれからです。もうすでにいくつかの施設では、一時金の減額や給料の引き下げが検討されています。このままでは、医療や介護は崩壊してしまうと、関係者は危機感を募らせています。

# 新潟市は、水道局職員を自死に追い込んだことを、謝罪せよ！

2007年、新潟市水道局の職員（当時38歳）が飛び降り自殺をしました。直属上司からのパワハラに苦しみ抜いた結果で、携帯電話やパソコンには遺書が残されていました。遺族のMさんは苦難の末、公務災害認定を勝ち取りました。新潟市に対し謝罪と再発防止策を訴えましたが、市側は拒否し、不当な内部調査を行い「パワハラは無かった」と主張しているのです。やむなくMさんは裁判をおこしました。和解の話もありましたが、とても遺族の納得できるような内容ではなく、裁判は継続中です。

コロナの影響で5月7日に予定されていた裁判期日は延期になりました。しかし打ち合わせのため、弁護団は新潟に来て、遺族・支援者とともにお墓参りをし、裁判の勝利を墓前に誓いました。

次回期日は8月31日になりました。このときは「弁論準備」ですので傍聴はできませんが、それ以降の期日は証人尋問になります。傍聴席いっぱいにして支援していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 市議会でも市の姿勢を追及

6月17日、新潟市議会本会議で、中山均議員が、新潟市水道局職員の自死問題について質問し、ネット中継されました。

「Mさんの自死を検証するために水道局が行った「職場環境調査報告書」なども訴訟に関することだとして非公

開としているのに、裁判所では閲覧可能となっているのは、矛盾しているのではないか。水道局が守りたいのは、職員のプライバシーや人権でなく、水道局の組織体制ではないか、」と追及しました。そして、水道局が準備書面で「遺族にも過失があった」として、過失相殺認定を求めているのは、最高裁判決（Ｈ１２．２．２４労判７７９－１３）の判断にも反している。遺族に対するセカンドハラスメントともいえるのではないか、準備書面を訂正すべきだ」と訴えました。

## いの健新潟センターの活動について

昨年6月に「働くもののいのちと健康を守る新潟県センター」が発足してから1年が経過しました。2月までに事務局会議・理事会を5回開催してきました。新型コロナ対応のため3月以降活動ができずにいます。6月の総会も延期になっておりますが、ズームや書面での会議開催を検討しております。今後ますます役割は重要になってくると考えられます。よろしくお願いいたします。

# 命より大事な仕事はない　新津南高校で啓発授業

過労死防止対策として、厚生労働省が行っている「過労死防止啓発授業」が2月21日・22日に新津南高校で行われました。公立高教組　木村執行委員長が誘致したもので、2014年に過労死したNHK記者佐戸未和さんの母親恵美子さんが講演しました。

いの健新潟センター副理事長の大澤理尋弁護士弁護士と、坂井事務局長が専門家として、過労死がおきる原因や予防について話しました。佐戸さんはご夫妻で来新され、21日夜には、いの健新潟センターの理事との交流会を行いました。

これから社会に出ていく学生に対し、こうした啓発授業がもっと広がることが大事です。